

学位論文（博士）のデジタル化に係る著作権処理（「共通許諾」）
手続に関する説明会（第2回）質疑応答記録

日時：平成22年7月5日 14:30～15:45

場所：国立国会図書館 東京本館新館大会議室、関西館第一研修室（TV会議中継）

※ 回答はすべて国立国会図書館による。

<Q1>

- (1) 対象論文リストは電子ファイルで送付いただけますか？対象論文リストに含まれる情報はどのようなものですか？
- (2) 「平成22年度の学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理（「共通許諾」）手続への参加について（回答）」の4の機関リポジトリに登録するために各大学で既に許諾を得ている場合は、対象論文との突合は大学で行うのでしょうか？
- (3) 許諾依頼文書の英訳版はありますか？

<A1>

- (1) Excel形式で電子ファイルにてご送付します。対象論文リストには、論文タイトル、著者名、学位の種類、授与年、当館の請求記号等の情報が含まれます。
- (2) ご理解のとおりです。貴学で既に許諾を得ている学位論文について、重複して許諾を得る必要が無い場合、共通許諾の対象から除外することになるため、その論文のリストのご提示を後日お願いすることになります。
- (3) 許諾依頼文書の英訳版は現在作成中です。第1回（6/29）の説明会の質疑応答記録のQ&A1もあわせてご参照ください。

<Q2>

本日の説明会の資料を学内のHPで公開してもよろしいでしょうか？

<A2>

公開していただいて構いません。

<Q3>

- (1) 著作権処理受託業者から大学へ照会を行う際、どのように連絡が来るのでしょうか？また、その際の書式について、要望を容れていただくことは可能ですか？
- (2) 著者からの許諾の回答書が今年度内に届かなかった場合、どのように対応しますか？

<A3>

- (1) 可能なかぎり、機関ごと一括して、照会の対象となる論文のリストを「平成22年度の学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理（「共通許諾」）手続への参加について（回答）」の5に記載されたご担当者宛に送付します。書式に関する個別の要望については受けかねますが、対象論文リストと同様の項目を記載したものとのお考えくだ

さい。

- (2) 今年度を過ぎていても、ある一定期間内に届いたものについては、今年度内に回答を得られたものと同様に対応します。一定期間をどのように設定するかは、現在検討中ですが、1年程度を想定しています。次年度以降の著者からの返信は、著作権処理受託業者の作業場所から国立国会図書館へ転送されるように手続きを行う想定です。

<Q4>

- (1) 学位論文が雑誌の抜き刷りであり、著作権が出版者に譲渡されていることが明らかかな場合でも連絡先調査をするのでしょうか？
- (2) また(1)の場合で連絡先調査を行う場合、大学で出版者に譲渡されていることを把握している場合、著作権処理受託業者からの照会に対して、連絡先を教えなければならないのでしょうか？

<A4>

- (1) 当館の書誌データをもとに著作権処理作業を行うため、著作権処理受託業者は、当該学位論文が雑誌に掲載されているかどうかはわかりません。そのため、雑誌の抜き刷りである場合も連絡先調査の対象に含まれます。
- (2) 原則として、出版社へ著作権が譲渡されている場合であっても、譲渡されているかの確認も含めて、著者への許諾依頼を行います。そのため、著作権処理受託業者から照会があった場合には、提供可能な範囲で連絡先の情報をご提供ください。

<Q5>

2001年度以降に学位授与された学位論文のデジタル化の計画はどうなっていますか？

<A5>

『「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」中間報告』において、学位授与日が基準日以前である「過去分」については国立国会図書館がデジタル化することが確認されています。基準日は2001年3月31日と定めていますが、2001年度以降に学位授与された論文のデジタル化については未定です。

<Q6>

- (1) 著作権処理受託業者は1社でしょうか？又は複数社でしょうか？国立国会図書館と著作権処理受託業者との間の個人情報の取扱いに関する契約等の写しを大学に提供いただくことは可能でしょうか？
- (2) 亡くなられた著者についての許諾処理はどうするのでしょうか？

<A6>

- (1) 著作権処理受託業者は1社です。守秘義務やセキュリティ等については、契約書及び仕様書により担保されます。契約書等の写しの提供については確認してご回答します。

【説明会后確認】

著作権処理受託業者との契約締結前の文書は、提供することが可能です。なお、著作権

処理受託業者決定の際には、「共通許諾」 手続参加大学のご担当の方へご連絡差し上げることといたします。

(2) 著者が亡くなられている場合、その方の著作権継承者に対し、許諾依頼を行います。

<Q7>

(1) 第 1 回 (6/29) 説明会の質疑応答記録の Q&A1 によれば、譲渡された画像データの PDF 変換は各大学で行うとありますが、国立国会図書館から譲渡を受けたファイルの形式から変換することについては、著作権者の許諾を得なくてもよいのでしょうか？

(2) また、作業効率上、JPEG2000 形式のファイルを PDF 変換するよりも、JPEG2000 形式の画像をプリントアウトしたものをスキャニングして PDF 化できるとよいと考えていますが、そのように PDF 化することは問題ないのでしょうか？

<A7>

(1) JPEG2000 形式のファイルを PDF に変換することは、学位論文の中身の改変には当たらず、著作権者の許諾を要さないものと考えます。

(2) 確認して回答します。印象として、プリントアウトした画像をスキャニングすることは複製に当たると考えられるため、著者の許諾なく行うことは難しいと考えます。

【説明会后確認】

説明会での回答に補足及び一部訂正いたします。

大学における JPEG2000 から PDF への変換は、著者による次の許諾を前提とします。

「国立国会図書館から譲渡されたデジタル化された著作物を次に掲げる方法で利用者に提供すること。」(許諾依頼に対する回答書の別紙 1 の 1 (1) の⑥) の「インターネット等を通じて利用できるようサーバに複製し、公衆送信すること。」

JPEG2000 から PDF への変換は「サーバに複製」することに含まれます。

また、JPEG2000 形式の画像をプリントアウトしたものをスキャニングして PDF 化することも、「サーバに複製」することに含まれると考えられることから、許諾回答書の別紙 1 の 1 (1) の⑥の許諾があれば、これを行うことが可能です。ただし、この場合、PDF ファイルを作成した後は、JPEG2000 形式の画像をプリントアウトしたものは適切に破棄する必要があります。

<Q8>

(1) 本学では、雑誌掲載されたものであることを学位論文の要件としているため、ほぼ全ての学位論文の著作権が出版社へ譲渡されています。その場合も、著作権処理の対象となるのでしょうか？

(2) 著者が著作権を譲渡していることを把握していない場合や雑誌掲載したことを忘れていた場合に、著者が許諾してしまっ、インターネット公開後にトラブルが生じることを懸念しています。そういったトラブルを防ぐために、大学からの著者へ注意喚起のための案内文を許諾依頼文書に同封していただくことは可能でしょうか？

<A8>

- (1) 対象となります。
- (2) そうした案内文を同封できるように調整します。

【説明会后確認】

大学作成の案内文を許諾依頼文書に同封することを希望される場合は、「共通許諾」手続参加の回答の際に、その旨をお申し出ください（参加回答書の余白又は別紙にお書きください）。また、案内文面については、著作権処理受託業者による作業が開始するまで（9月初旬まで）に当館にご提示をお願いします。

<Q9>

JPEG2000 から PDF への変換方法について、お知らせいただけないでしょうか？

<A9>

別途、PDF 化の方法についてご案内するようにいたします。

<Q10>

当該学位論文が出版されている等の理由で、当面は許諾しないが、何年か後に許諾したいという場合に、著者の意思の表明は可能でしょうか？

<A10>

一定の期間後に再度お尋ねしたり、著者の方からご連絡いただくような書式をご用意したりはしていませんが、許諾内容を変更したいという場合には、著者の方から国立国会図書館へご一報いただければと思います。

<Q11>

著者が亡くなっている場合で、著作権継承者が存在しない場合は、どのように対応しますか？

<A11>

著作権継承者が存在しない場合、著作権者の連絡先が不明のため、著作権処理はその段階で終了となります。著作権継承者に限らず、著者自身についても、文献調査や外部機関照会を行っても連絡先が不明な場合も同様です。その場合、国立国会図書館でのデジタル化及び当館施設内での閲覧提供までは可能です。

<Q12>

(1) 大学への照会を行わず、同窓会への照会が大学への照会に先行して行われることはありますか？

(2) 許諾が得られなかった場合も含めて、著作権処理結果の一覧を提供していただけますか？

<A12>

(1) 同窓会への照会は、大学への照会后に行います。

(2) 共通許諾参加大学に、当該大学のデジタル化対象学位授与論文すべての著作権処理結

果を提供する想定です。

<Q13>

今回の説明会の映像を提供していただくことは可能でしょうか？

<A13>

録画を行っていないため、説明会の映像を提供することはできません。

○補足

1 説明会（第1回）の質疑応答記録のA7にある「昭和50年の文部省の通知」とは、次の通知のことです。

「博士の学位授与に関する報告書等について」

（昭和50年3月18日文大大第150号 文部省大学局長から大学院の博士課程を置く各国公私立大学長あて通知）

2 共通許諾書の「大学使用欄」に関して

許諾回答書の別紙2の「大学使用欄」に、国立国会図書館から譲渡を受けたデジタル化複製物を大学の施設内で閲覧に供する旨を記載して利用条件としようとする場合で、そのデジタル化複製物を大学の機関リポジトリにより提供し、かつ、全文複写提供もしたい場合の文例は、以下のとおりです。

国立国会図書館から譲渡されたデジタル化された著作物を次に掲げる方法で大学施設内で利用に供すること。

- ・大学施設内のネットワークを通じて利用できるようにサーバに複製し、公衆送信すること。
- ・全文を複写（プリントアウト）して、利用者に提供すること。